

障害年金の申請に係る手続きについてのご案内

■申請対象者

予防接種を受けたことにより一定の障害の状態にある **18 歳以上の者**

■給付内容

給付の種類・説明	給付額
障害年金 予防接種を受けたことにより一定の障害の状態にある 18 歳以上の者に支給。	1 級 5,175,600 円 (年額) 2 級 4,138,800 円 (年額) 3 級 3,104,400 円 (年額) ※条件により介護加算あり ※障害基礎年金等の額を除く

■必要書類

1. 障害年金請求書 (別紙 5)

- ご自身でご記入ください。

2. 診断書 (別紙 9)

- 医療機関に記載をご依頼ください。

3. 接種済証の写し (コピーをご準備ください)

- 受けた予防接種の種類及びその年月日を証する接種済証又は接種証明書の写し

4. 診療録の写し (サマリー、検査結果報告、写真等を含む)

- 予防接種法施行令別表第 1、第 2 に定める障害の状態に該当するに至った年月日及び予防接種を受けたことにより障害の状態となったことを証明することができる医師の作成したものの写し
- 医療機関名が記載されていることをご確認ください。

■注意事項

※申請に必要な書類に係る費用は、**全て自己負担**となります。

※申請後、追加書類が必要となることがあります。なお、その際の費用についても自己負担となります。

※申請から結果の通知まで、**約 4 ヶ月～1 年の期間**がかかります。場合によっては 1 年以上かかることもあります。

※全ての給付は国の審査会で**認定された場合にのみ支給**となります。

※原則、申請書類はお返しできません。

■提出先

書類は以下の住所へ郵送してください。

また、ご不明な点等ございましたら、平日の 9 時～17 時の間で下記の電話番号へご連絡ください。

〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷 7-5-12

さいたま市保健所 新型コロナウイルスワクチン対策室
コロナワクチン健康被害救済制度担当
電話：048-767-7397
FAX：048-840-2210